

国立大学法人福井大学契約監視委員会（第2回）審議概要

開催日及び場所	平成28年9月21日（水）13時～14時 アカデミーホール集会室（文京キャンパス）			
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 牧野 浩一（国立大学法人福井大学 監事）</p> <p>○委員 山川 均（弁護士・公認会計士） 福島 一政（国立大学法人福井大学 監事） 一居 利博（国立大学法人福井大学 総務・財務担当理事） 内藤 雷太（国立大学法人福井大学 監査室長）</p>			
審議対象期間	平成27年10月1日～平成28年3月31日			
個別審査案件	14件	<p>○議 事</p> <p>(1) 委員長の選出 (2) 平成27年度下半期の契約に係る審査 (3) その他</p>		
内訳	一般競争入札方式			9件
	指名競争入札方式			0件
	随意契約方式			5件
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり			
委員会による意見の内容	<p>総合評価落札方式は、政府調達手続きに関する運用指針等（平成26年3月31日関係省庁申合せ）に基づき実施しているが、本学の業務の特性に応じた適切な実施手続き、提案書類の評価項目の例や考え方等を定めた要領、マニュアル等の整備について検討を要する。その他に関しては、特に問題なく処理されている。</p>			

契約案件の審議に先立ち、監査室から、これまで委員長を務めていた舟木前監事が平成28年3月31日をもって退任されたことにより新たに委員長を選出する必要がある旨の説明があり、国立大学法人福井大学契約監視委員会規程第3条に基づき、委員の互選により牧野監事が委員長に選出された。なお、委員長の任期は、監事としての在任期間として了承された。

続いて、抽出した契約について、契約担当役等から説明があった後、下記のとおり質疑応答が行われた。

【審議案件】

- ① 汎用超音波画像診断装置一式【一般競争入札】
- ② 病棟用人工呼吸器3式【一般競争入札】
- ③ 病棟用人工呼吸器3式【一般競争入札】
- ④ 福井大学医学部附属病院院内搬送請負業務一式【一般競争入札】
- ⑤ 福井大学医学部附属病院医事・病歴等請負業務一式【一般競争入札】
- ⑥ 食器洗浄等患者給食業務一式【一般競争入札】
- ⑦ 液化酸素（日本薬局方外医薬品，純度99.5%，ローリー渡し）1 m³【一般競争入札】
- ⑧ キャンパス統合情報ネットワークシステム一式【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑨ 総合医療情報システム（リース／変更契約）一式【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑩ オールインワン蛍光顕微鏡1台【随意契約】
- ⑪ GENE PREP STAR DNA 自動分離装置1台【随意契約】
- ⑫ マルチスタックモジュール1個【随意契約】
- ⑬ セクショニングモジュール1個【随意契約】
- ⑭ 学術文献データベース SciFinder(Academic)の利用一式【随意契約】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①について、予定価格算出内訳に「応札仕様書に基づき予定価格を算出する」と記載があるが、これはどういうことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この案件は、あらかじめ機種を特定しているわけではなく、仕様書に基づき業者から提案のあった機種で予定価格を算出している。応札者から様々なメーカーの機種が提案される可能性があり、応札者は、この機種はどうですかといった応札仕様書と入札書を一緒に持ってくる。本学では、複数の業者が異なる機種を提案してきた場合に、一番安い機種で予定

<ul style="list-style-type: none"> • 予定価格を決めてから入札していると思っていたが、そうではないのか。 • 確かに、規則等を見ると、「契約に係る予定価格を作成し開札の際これを開札場所に置かなければならない」となっており、予定価格は開札の時にあれば良いだけで入札の時点ではいらぬわけか。 • 入札した業者が予定価格を作ることはあるのか。 • ②、③について、当初は2年度に渡り予算化していたものが、不具合が出るリスクがあるということで、次年度に予定していた3式についても追って入札したという話だが、それは予見できたのではないかと考える。6式まとめて入札をかけた方が、価格としても安く調達できたのではないか。 • ④について、他の案件の予定価格調書には「予定価格」と「入札書比較金額」の2つが記載されているが、この案件では、それに加えて「基準金額」が記載されている。「基準金額」が書かれて 	<p>価格を算出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • どのような機種で応札されるか分からないということもあり、上記のとおり、本学では複数の業者が異なる機種を提案してきた場合に、一番安い機種で予定価格を算出している。 • はい。 • 契約担当者は業者の参考見積だけでなく、全国の大学の納入実績から値引き率等を調べて比較している。その結果、参考見積の方が安ければ、見積価格を予定価格とするは行っている。業者が予定価格を作るのではなくて、業者の参考見積が、結果として予定価格になる可能性はあるということ。 • 供用部署であるMR機器管理部の方で、機器の払い出しと帰ってきた際の点検をしているのだが、その際に、使用できないリスクがあるということになり、一時期はレンタルで借りて対応していたが、2月下旬に別途3式分の予算措置をしていただいた。 • はい。
--	---

いる根拠は、国立大学法人福井大学契約事務取扱要項第25条第2項で良いか。

- 条文には、「…（略）…最低価格で入札した者の入札価格が別に定める基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、調査しなければならない」と定められているが、調査したのか。
- 「基準に該当する」とは、「下回る」という意味で、今回の入札では設定した最低基準金額を下回らなかったため、調査はなしであった。
- ⑤について、これは参考見積書を2社からとり、その2社とも応札があったということで良いか。
- 2社とも応札があった。
- ⑥について、応札者が1社で、入札回数が5回となっているが、予定価格に入るまで仕切り直さずずっと入札をし続けるといったケースは頻繁にあるのか。
- あまりないケースではあるが、応札者から辞退の声が上がらない限りは入札を続ける。今回は、入札回数5回目で予定価格の範囲内に入ったという案件である。
- 国立大学法人福井大学契約事務取扱要項第23条で、「…（略）…予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに又は別に日時を定めて引き続き再度の入札をすることができる」となっており、再度であれば再再度であろうが別に回数制限がないということ、ただ「できる」なのでするもしないもこちら次第ということで良いか。
- はい。
- ⑦について、これは単価契約か。
- 単価契約である。
- 単価契約については、予定価格の根拠は国立大学法人福井大学契約事務取扱要
- はい。

項第17条但し書きで良いか。

- ・ ⑧について、これは入札価格だけではなく、総合評価で落札者を決定した案件だが、国でいう総合評価方式と同じだと考えてよいか。

- ・ この契約方式の根拠規則等は。

- ・ ⑨について、原契約を見ると、入札説明書は12社に配付しているが、応札社は1社となっている。これはなぜか。

- ・ 最初から、その会社だけが応札することならば、効率性や経済性を考えると非常に無駄なことをやっているような気がする。

- ・ 他の案件だと、予定価格算出方法として、他大学の実績があるが、この案件にはその資料がない。他大学の実績といった情報はないか。

- ・ 同じだと考えて良い。

- ・ 資料を持ち合わせていないため、確認して改めて回答する。

後日、次のとおり委員へ回答があった。

- ・ 学内規則では規定していない。政府調達手続きに関する運用指針等（平成26年3月31日関係省庁申合せ）に基づき実施している。

- ・ このシステムは、サーバーと各部門での会計や診断、解析等のシステムを統合したシステムである。以前の契約期間も今回応札した業者と同じ業者であり、他の業者は入札する前に戦略的にこれまでの取扱やインターフェースなどかなり労力をかけて調査するので、そのチャレンジをするかどうか。以前の会社が引き続いて応札するのが一般的。

- ・ 公平性等を担保するため、入札手順に従っている。

- ・ 納入遅延に伴うリース期間の変更契約で、原契約時の応札物品内訳書により算出した額と、参考見積書の徴収により算出した額を比較して、安価な価格で予定価格を算出している。大学によって構成や規模が様々で、他大学とは比較がしに

<ul style="list-style-type: none"> • ⑩～⑬について、これらの契約の根拠規定は、国立大学法人福井大学会計規則第26条第1項第4号(予定価格が別に定める基準額を超えないときは、随意契約によることができる)で良いか。 • 全て同じ業者と契約しているが、その理由は。 • 随意契約は一般競争ではないので、一番安いところを選ばないといけないという決まりはないと思うが。 • ⑭について、この契約の根拠規定は、国立大学法人福井大学会計規則第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないときは、随意契約によることができる)で良いか。 • このデータベースは、契約した業者しか扱っていないのか。 	<p>くい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • はい。基準額は、国立大学法人契約事務取扱要項第33条に定められており500万円である。 • 価格が一番安かったから。同じもので価格が違うだけなので、ものを買うときは一番安いところから買っている。 • 予算にも限りがあるし、先生方からすると、なるべく安く買って、人件費や旅費等他のものに回したいということもあり、一番安いところで契約している。 • はい。 • はい。ここにしか専売を許しておらず、全国的にみてもここでしかやっていないということなので、ここを契約の相手方とした。
--	--